

第4次箕面市障害者市民の長期計画 (みのお‘N’プラン)

概要版



令和6年（2024年）3月



箕面市

第4次箕面市障害者市民の長期計画 (みのお‘N’プラン)の概要

I 第4次‘N’プランについて

位置づけ： 障害者基本法に基づき策定する、箕面市の障害者施策の基本的方向性等を示す計画

計画期間： 令和6年度(2024年度)から令和14年度(2032年度)までの9年間

II 基本的な考え方

1. 基本理念

すべての人が障害の有無や程度に関わりなく、一人の人間として尊重され、平等な権利を持ち、地域社会の構成員として共に暮らすまちづくりの推進

2. 基本目標

- ① 誰もが個人としてその尊厳を尊重される共生社会の実現
- ② 自己決定の尊重と当事者本位の分野横断的な支援

III 分野別施策の基本的方向性

1 生活環境の整備

施設バリアフリー化、移動支援、住まいの確保と住環境、情報バリアフリー、防災対策

2 雇用・就労の充実、日中活動の場の確保

雇用促進と就労支援、多様な日中活動や就労の場

3 保健・医療の充実

保健体制、地域医療体制、医療的ケア、リハビリテーション

4 療育・教育の充実

療育・支援保育及び教育・相談体制、インクルーシブ教育

5 人権施策の推進

人権啓発、権利擁護

6 スポーツ・文化活動等の社会参加の機会の充実

スポーツ・文化活動等の社会参加の機会

I 計画策定の趣旨

本市では、平成6年度(1994年度)以来、「箕面市障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン)」「(以下「長期計画」という。)&「箕面市障害福祉計画」「箕面市障害児福祉計画」に基づき、障害の有無、年齢、性別等に関わらず、すべての人が尊厳を確保され、必要に応じた合理的な配慮を受けながら、地域社会の構成員として対等な立場で共に暮らせる社会が、当たり前の社会であるという「ノーマライゼーション^(注1)」の考え方を基本理念として、総合的かつ計画的に障害者施策を推進してきました。

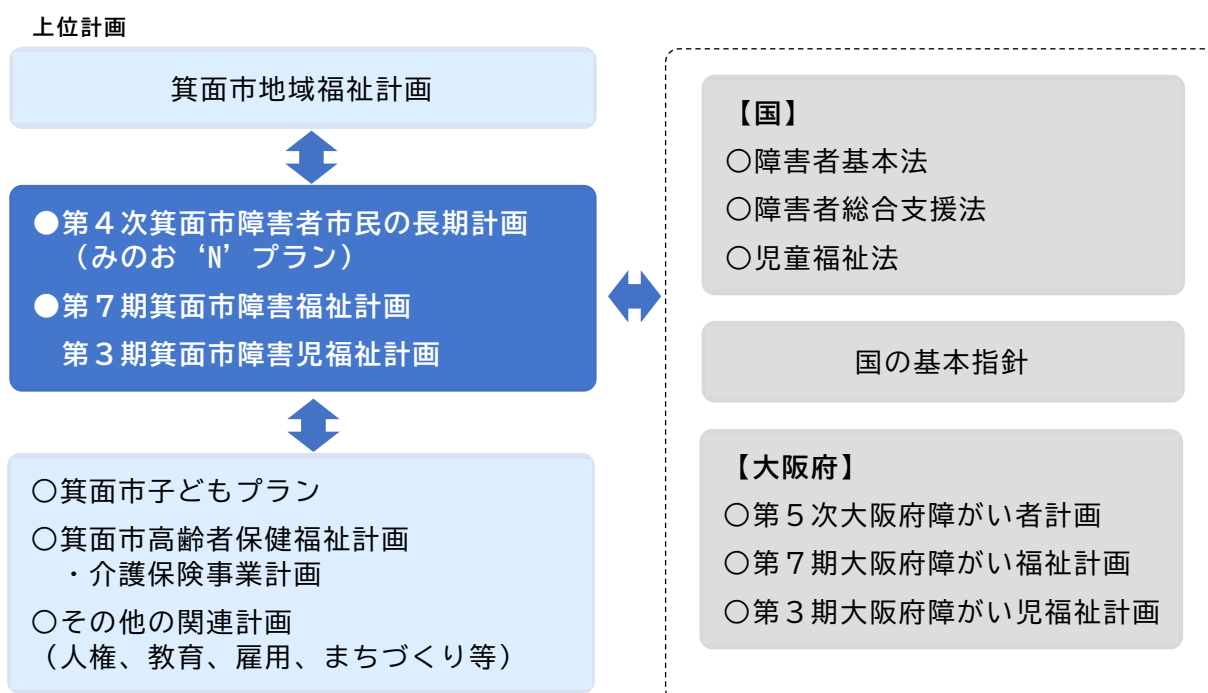
国では、平成 26 年(2014 年)に国連の「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利条約」という。)を締結した後も障害者に関わるさまざまな国内法の整備を進め、近年では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)の改正により、令和6年(2024 年)4月1日から、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

こうした国の動向に対応するとともに、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害の有無等によって分け隔てすることなく地域で共生する社会をめざすため、新たに「第4次箕面市障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン)」「(以下「第4次長期計画」という。)&「第7期箕面市障害福祉計画」「第3期箕面市障害児福祉計画」を一体的に策定します。

^{注1} 障害のある人もない人も、社会の一員として、互いに尊重し支え合いながら、地域の中でともに生活する社会こそが当たり前の社会であるという考え方。

Ⅱ 計画の位置づけ

「第4次長期計画」は、障害者基本法に基づき、市が今後進めていく障害者施策の基本方針や目標を総合的に定める計画です。「第7期箕面市障害福祉計画」及び「第3期箕面市障害児福祉計画」は、障害者総合支援法に基づき、今後3年間の障害福祉サービスとその事業量及び目標数値を定めた実施計画です。



Ⅲ 計画の期間

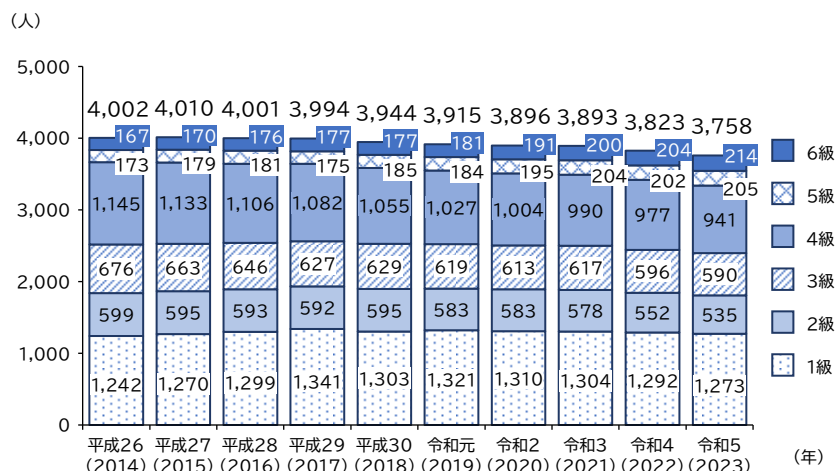
	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)	令和 13 (2031)	令和 14 (2032)
長期計画	第4次障害者市民の長期計画								
障害福祉計画	第7期計画			第8期計画			第9期計画		
障害児福祉計画	第3期計画			第4期計画			第5期計画		

IV 障害者市民の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は減少傾向が続いており、年齢別では、65 歳以上の人数が特に減少しています

等級別では、1 級から 4 級までは減少していますが、5 級、6 級は増加しています。

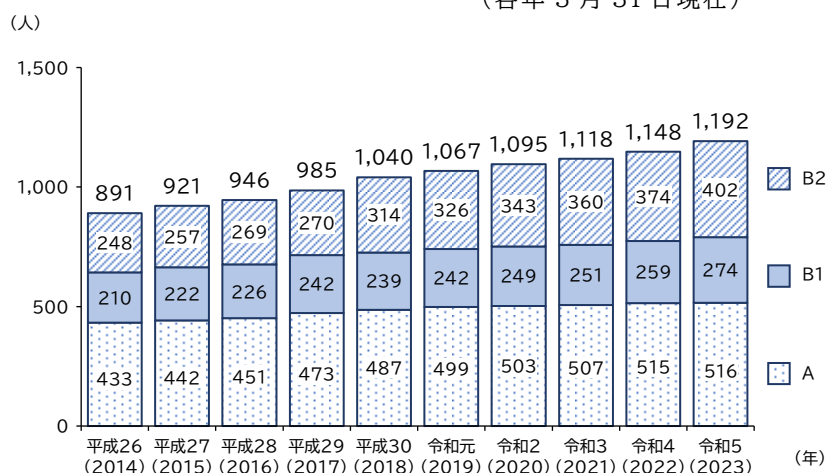


(各年 3 月 31 日現在)

(2) 療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は、年々増加しており、この 5 年間で 152 人増加しています。

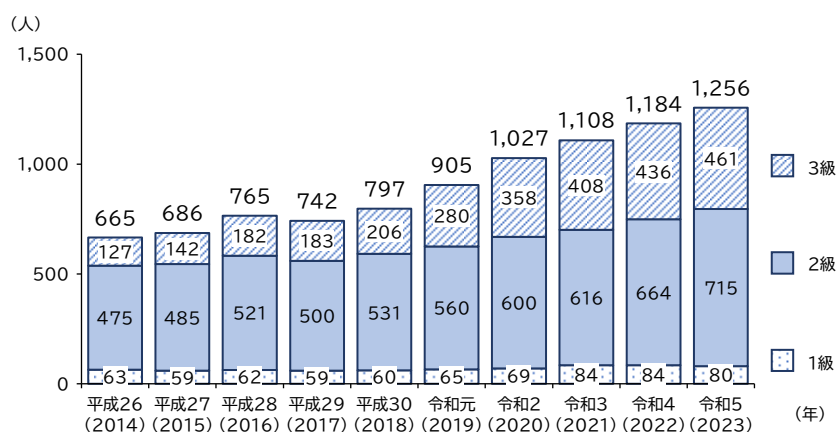
等級別では、B1・B2 の増加率が大きくなっています。



(各年 3 月 31 日現在)

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、この 5 年間で約 1.5 倍に増加しています。等級別では、3 級は 2.2 倍となっています。



(各年 3 月 31 日現在)

V 基本理念

国連総会で、平成 18 年(2006 年)に採択された「障害者権利条約」は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、尊厳の尊重と障害者の権利の実現を目的としており、誰もが生まれながらに持つ固有の尊厳に焦点を当てる「障害の人権モデル」を基礎としています。その上で、障害とは、障害者と障害者を取り巻く社会環境の相互関係によりもたらされているという「障害の社会モデル」の考え方を示しています。

我が国が、「障害者権利条約」批准国として行った「政府報告」に対する国連障害者権利委員会からの「総括所見」では、障害者の権利の促進のための立法措置について一定の評価が得られたものの、幅広い分野にわたり、多くの懸念と勧告が示されています。なかでも障害者が自立した地域生活へ移行することと、インクルーシブ教育の実現に向けた取組について強く要請されています。

このことは、障害者政策を一層力強く展開していく必要性を示しています。

本計画で掲げる「ノーマライゼーション」とは、「すべての人々が支え合い、共に生き、共に暮らす社会こそが、当たり前の社会である」という考え方です。

このことは、「障害者権利条約」の趣旨をふまえて改正された障害者基本法が目的とする、誰もが障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会(共生社会・インクルーシブ社会)の実現によって具体化されます。

本市においても、障害当事者が、市が進める諸施策に参加・参画するための機会の確保と、自己選択と自己決定のもとに社会のあらゆる活動に参加、参画することへの支援を推進するとともに、「ノーマライゼーション」と「インクルージョン」の考え方を引き続き「第 4 次長期計画」の基本理念として、一層の取組の強化を図ります。

VI 基本目標

誰もが個人としてその尊厳を尊重される共生社会の実現

障害者基本法において規定される、共生社会（インクルーシブ社会）とは、障害の有無にかかわらず、誰もが基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としています。

そのためには、誰もが排除されず、相互に人格と個性を尊重し支え合う地域社会づくりに向けた機運の向上をめざします。

さらに、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会の確保や、どこで誰と生活するかについて選択できること、情報の取得利用や意思疎通の手段を選択できることなどの「合理的な配慮」が必要であることの理解を広げます。

自己決定の尊重と当事者本位の分野横断的な支援

障害者は、自らの決定に基づき社会に参加する主体として、必要な支援を受けながら、政策決定過程に参画し、その意見を施策に反映することが求められています。また、「障害」とは、社会（モノ、環境、人的環境等）と個人の心身機能の状態が相まって作りだされているものであり、その障壁を取り除くのは社会の責務であり、社会全体の問題として捉える「社会モデル」の考え方に立つ必要があります。

そのために、障害者本人の自己決定を尊重する観点から、障害者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談等による意思決定支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会を提供します。

また、障害特性、障害の状態、生活実態等に応じた障害者の個別的な支援の必要性を踏まえつつ、障害者が多様なライフステージに対応した適切な支援を受けられるよう、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野の連携のもと、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。複数の分野にまたがる課題については、関係する機関、制度等における必要な連携により横断的に対応していきます。

Ⅶ 第4次長期計画における重点取組

(1) 地域生活の支援と地域共生社会の実現に向けた取組

障害者がこれからも住み慣れた箕面市で安心して生活を継続できるよう、引き続き、基幹相談支援センターを核とした相談支援、地域生活支援拠点等の機能の充実、グループホーム等による居住の支援、サービスの担い手となる人材の確保、医療機関との連携など、子どもから大人までの切れ目ない支援を行うための環境整備を進めます。

地域における「支え合い活動の推進」や、福祉、介護、疾病、住まい、社会的孤立、経済的困窮など、「多様なニーズを受け止めて支援する相談機能の整備」を掲げる地域福祉計画や重層的支援体制整備事業との連携を図りつつ、支援を必要とする人を支えていくことができるよう、地域での包括的な支援体制の構築をめざします。

(2) 情報アクセシビリティの向上

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障害者による情報の取得及び利用、意思疎通に係る施策に取り組み、情報アクセシビリティの向上及び円滑な意思表示やコミュニケーションの支援を進めるとともに、その必要性について、市民や事業者の理解の促進を図ります。

(3) 権利擁護施策の推進

障害者差別解消法に基づき、「差別的取り扱いの禁止」「合理的な配慮の提供」を進めるため、庁内において適切な対応ができるよう徹底するとともに、市民や事業者に対する周知・啓発に取り組みます。

また、障害者虐待防止法に基づき、障害者に対する虐待の予防、早期発見及び支援に取り組みます。

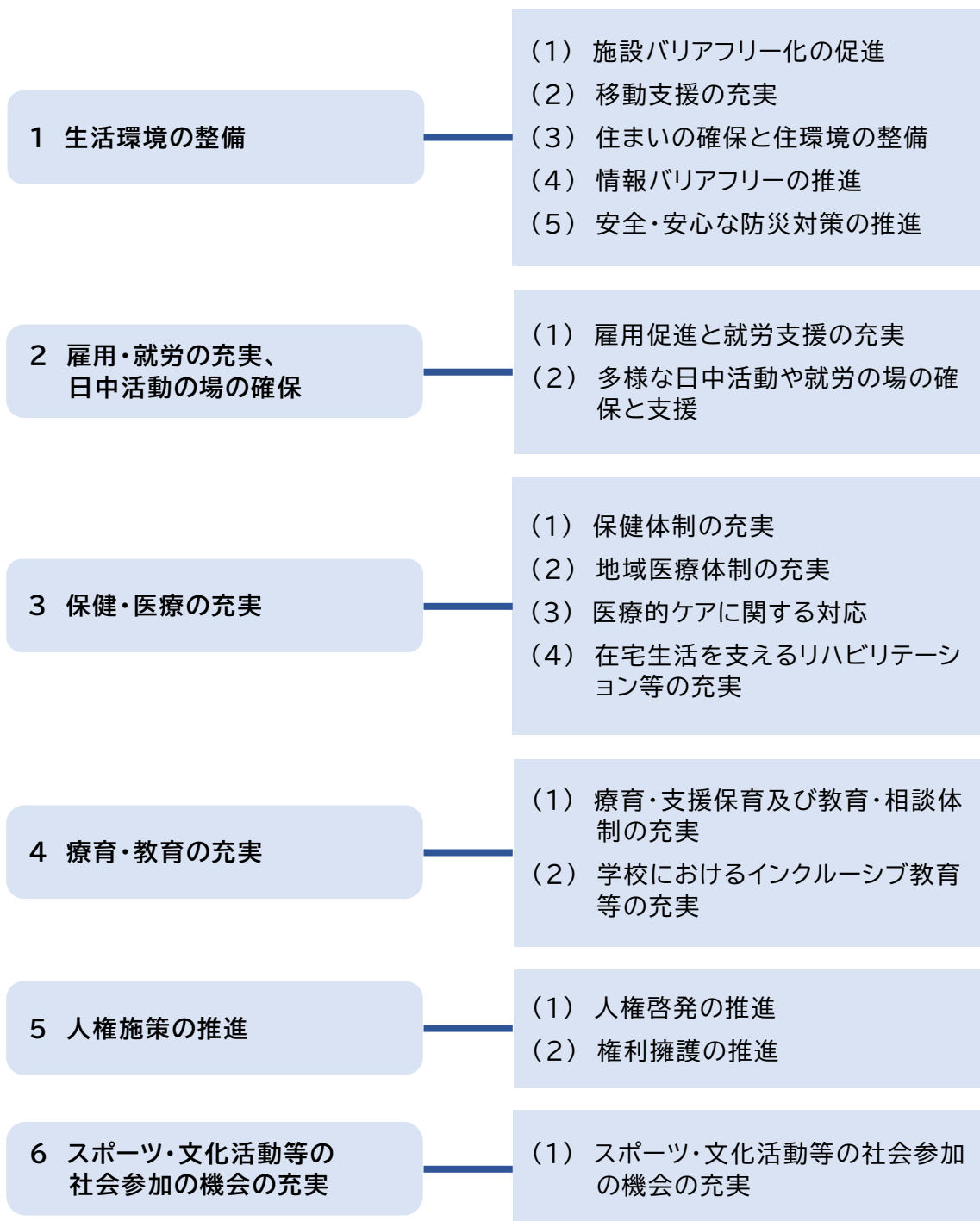
(4) 就労及び日中活動の場の確保に向けた取組

障害者事業所等からの物品等の優先調達、業務委託の拡大に向けた検討を進め、障害者が地域で自立した生活が営めるよう、賃金・工賃の向上をめざします。

重度障害者や在宅生活者の就労・日中活動の場を確保するため、民間事業所の動向や障害者のニーズの変化を把握しながら、市内の西部地域・中部地域・東部地域に重度障害者のための生活介護事業所の整備をめざします。

VIII 分野別施策の基本的方向性

施策の体系



1 生活環境の整備

(1) 施設バリアフリー化の促進

建築物、道路、公園等の都市施設における物理的障壁を取り除くことは、障害者の地域における自立した生活と社会参加を促進するための、基本的な条件です。

引き続き、バリアフリー法や大阪府福祉のまちづくり条例、箕面市福祉のまち総合条例等により、福祉のまちづくりの推進を図ります。

推進施策	主な内容
①都市施設のバリアフリー化の促進	・すべての市民が安全に生活できる都市施設の整備 ・公共施設のバリアフリー化促進と、ユニバーサルデザインの視点を重視したまちづくりの推進 ・民間建築物のバリアフリー化の啓発

(2) 移動支援の充実

障害者が、行動の制約を受けることなく、必要に応じて外出できるようにするためには、移動の安全性の確保や交通アクセスの整備が重要です。

移動しやすい環境の整備等を進め、障害者の社会参加の支援を図ります。

推進施策	主な内容
①円滑な移動と施設利用の総合的推進	・鉄道駅を中心としたまちづくり整備におけるバリアフリー化 ・民間路線バスにおけるノンステップバス等の導入支援 ・全市域を対象とした建築物や社会基盤施設の計画的改修
②移動困難者支援策の検討	・さまざまな移動支援サービスの組み合わせによる、移動困難者の支援の充実 ・オレンジゆずるタクシーの持続可能でより利用しやすい効率的な制度の検討 ・交通施策と福祉施策の連携の推進

(3) 住まいの確保と住環境の整備

障害者の地域における自立した生活に不可欠な、障害者に適した住宅の確保や、既存住宅のバリアフリー化のための支援等、安全で安心して生活できる住宅・住環境の整備を進めます。

推進施策	主な内容
①公的住宅・民間住宅の活用の推進	・低層階のバリアフリー化による市営住宅の有効活用と優先供給 ・住宅施策と福祉施策の連携、支援制度の周知による民間住宅の活用

(4) 情報バリアフリーの推進

重点(2)

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本理念をふまえ、すべての市民にとって、より一層わかりやすい形で行政情報の提供を進め、新しいデジタル技術の活用を含めた、障害特性に応じた情報アクセス支援やコミュニケーション支援により、ユニバーサルデザインの考え方の浸透とともに情報バリアフリーのための環境整備の充実を図ります。

推進施策	主な内容
①行政情報の提供の充実	・障害特性に応じた手法による行政情報の提供の充実 ・全戸配布物・行事資料等の情報保障の充実 ・障害者が情報を入手しやすい市ホームページの作成 ・発行物等における色覚特性への配慮
②情報利用の支援	・市立図書館における視覚障害者・来館困難者への知る権利の保障策 ・デジタル技術の活用による情報の受発信のための環境整備
③意思疎通の支援	・手話通訳者・要約筆記者の派遣・養成、市主催行事等における配置、市窓口における手話通訳者による情報保障 ・障害者関連行事などへの意思疎通支援者の配置支援 ・多様な意思疎通手段の選択と利用の確保、意思疎通手段に対する理解の促進 ・中途障害者への意思疎通支援等の情報提供

(5) 安全・安心な防災対策の推進

障害者が安心して地域生活を送るためには、防災対策の充実が不可欠です。

行政だけでできる防災対策には、最優先で取り組むとともに、「行政にできることは有限である」という事実認識に立って、地域の多様なコミュニティによる地域防災力の向上に向けた取組を進めます。

推進施策	主な内容
①網羅的な安否確認体制の構築	・地域コミュニティとの連携による重度障害者等の安否確認、避難支援 ・「避難行動要支援者名簿」等の定期的更新と、地域コミュニティによる日頃からの見守り体制づくりの推進と防災訓練等への活用
②継続的な支援体制の構築	・平常時からの事業所等との情報連携訓練等と、発災時のコーディネートと支援の担い手確保 ・地域の避難所における多様な避難者への配慮 ・多様な障害特性に応じた避難所運営マニュアルの充実 ・福祉避難所の整備 ・福祉避難所に必要な物品や人員体制の確保策の検討

推進施策	主な内容
③平常時の防災にかか る取組	・災害時の支援ネットワークの構築 ・自治会加入等の重要性の周知 ・「個別避難計画」の作成と、障害当事者も参加した防災訓練 ・多様な障害特性に応じた災害時の情報伝達の手法の検討

2 雇用・就労の充実、日中活動の場の確保

(1)雇用促進と就労支援の充実

雇用・就労の充実は、障害者が社会に参加し、地域で自立した生活を送る上で、非常に重要です。

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）における法定雇用率の引き上げや、精神障害者の雇用義務化などによる、障害者の雇用政策の進展をふまえ、障害者の行政及び民間事業者への雇用促進・就労支援をさらに図るため、引き続き積極的な取組を進めます。

推進施策	主な内容
①関係機関の連携に よる一貫した支援	・（一財）箕面市障害者事業団を核とした各関係機関との連携強化 ・箕面市自立支援協議会における情報交換・連携等 ・準備段階から職場定着までの一貫した支援（職業リハビリテーション）の推進
②事業主の理解促進 と職場実習の機会 拡大	・民間事業者への働きかけ ・豊能北障害者就業・生活支援センターによる職場実習等の促進 ・在宅就業障害者に対する支援の検討
③障害者雇用の促進	・公契約の総合評価入札制度における障害者雇用状況評価の実施 ・療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者も対象とした職員採用試験の実施 ・市職員採用における適正な雇用率確保と、障害者雇用のありかたの研究 ・出資法人等に対する障害者雇用の働きかけ
④社会的雇用の推進	・本市の障害者事業所制度の国制度化の働きかけ ・就労に関する多様な取組との連携と、総合的な視点からの持続可能な制度の構築

(2)多様な日中活動や就労の場の確保と支援

重点(4)

一人ひとりに合わせて働くことができる「就労継続支援」事業所や、日中活動を豊かにするための「生活介護」事業所、職業的重度障害者の働く場としての社会的雇用事業所など、多様な日中活動の場や就労の場において、それぞれの仕事や活動を通して、自分らしく働き、生活することの支援を行っています。

こうした事業所の運営が安定し、障害者が地域において自立・充実した生活を送ることができるよう、障害者優先調達推進法に基づく発注の強化などの支援や、重度重複障害者の日中活動の場の充実に取り組みます。

推進施策	主な内容
①福祉的就労の場の自立・安定の支援	・障害者優先調達推進法に基づく、障害者事業所への発注の強化と、市内企業や事業所への周知
②市立施設の役割・機能の検討	・重度重複障害者の日中活動の場の確保 ・市立施設が果たすべき役割や機能についての再検討

3 保健・医療の充実

(1)保健体制の充実

障害の有無に関わらず全ての市民が健康で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

障害者が健康の保持・増進のために必要な支援を受けられるよう、保健サービスを推進します。

推進施策	主な内容
①関係機関の連携による健康管理の推進	・疾病予防と早期発見のための各種保健事業の周知と健康診査等による健康管理の推進 ・検診・健康診査による、生涯を通じた健康管理の推進 ・生活習慣病等に関する、健康教育や健康相談の充実 ・障害のある子どもに関する相談・支援体制の充実 ・障害特性に応じた保健サービス提供のための連携

(2)地域医療体制の充実

障害者が安心して暮らすためには、身近な地域で医療を受けられる体制の整備が不可欠です。

特に、高齢化等による障害の重度化・重複化の予防及びその対応に留意し、必要に応じて、一般医療や救急医療、歯科診療を受けられるよう、障害者が利用しや

すい施設の整備、在宅診療の推進、障害者理解への啓発等を行うため、市内医療機関との連携を進めます。

推進施策	主な内容
①医療の円滑な利用の支援	・地域の医療機関における障害者利用のためのハード・ソフト両面における整備の促進 ・施設のバリアフリー情報の提供 ・在宅療養をする障害者や難病患者のための地域の医療機関との連携 ・口腔ケア等の疾病予防、在宅歯科診療のための歯科医療機関との連携 ・助成制度等による必要な医療への支援
②精神科医療を中心とした精神障害者への支援	・保健所や医療機関等による医療面での支援と福祉との連携による、精神障害者等の相談支援体制の充実と地域移行の推進

(3)医療的ケアに関する対応

医療的ケアを必要とする障害者が、地域において、医療機関以外の生活の場で安心して生活できるよう、支援の充実について検討を進めます。

推進施策	主な内容
①医療的ケアに関する支援基盤の充実促進	・ケアの担い手となる障害福祉サービス事業所や人材を充実させるための働きかけ ・日中活動の場、医療型短期入所等の支援策の充実

(4)在宅生活を支えるリハビリテーション等の充実

障害者が、住み慣れた地域で生活を送るにあたり、必要に応じて適切なリハビリテーションを受けられるよう、支援の充実を図ります。

推進施策	主な内容
①リハビリテーション等の提供の推進	・住宅改造や生活支援機器の導入等の生活環境調整 ・日常生活動作の訓練等のリハビリテーションへの支援の充実 ・二次障害予防・抑制のための、日常生活に根ざしたリハビリテーション ・中途障害者に対する適切なリハビリテーション ・地域の医療機関、訪問看護事業所、障害福祉サービス事業所との連携による在宅生活の支援

4 療育・教育の充実

(1)療育・支援保育及び教育・相談体制の充実

発達支援が必要な子どもや障害のある子どもとその保護者の状況やニーズに応じた切れ目のない支援のため、令和7年(2025年)4月に箕面市立児童発達支援センターを設置します。また、相談体制の充実及び早期療育事業推進会議等における関係機関の連携を促進し、障害児通所支援サービスの充実や支援の質の向上、就学前施設における場の確保や支援保育・教育の質の向上を図り、地域の障害児支援体制の質の向上に努めます。

推進施策	主な内容
①支援保育・教育の充実	・公立保育所・幼稚園の認定こども園への移行 ・保育・幼児教育センターにおける研修会・研究会・巡回訪問の実施
②療育・相談体制の充実	・地域における障害児支援の中核的役割を担う「箕面市立児童発達支援センター」の開設 ・「発達相談ゆう」を核とする切れ目のない相談・支援体制の充実 ・就学引き継ぎシート等を活用した連続性のある支援体制の構築 ・就学後の支援や相談先についての積極的な情報提供 ・強度行動障害や高次脳機能障害等を有する障害のある子どもの支援ニーズの把握と支援方法の検討 ・医療的ケア児の相談体制等の整備

(2)学校におけるインクルーシブ教育等の充実

「新箕面市人権教育基本方針」及び「箕面市支援教育方針」に基づき、すべての子どもが、障害の有無にかかわらず、ともに学び、ともに育つ中で、障害に対する理解と認識を深めるための教育を通じて、すべての子どもが、お互いの個性を尊重し合い、社会の一員として支え合うことに繋がる教育を推進します。

推進施策	主な内容
①学校教育における基礎的環境整備及び合理的配慮の実施	・地域の学校における基礎的環境整備と合理的配慮 ・個々の状況に適した学びの場の選択 ・情報通信技術(ICT)の活用と「個別最適な学び」、「協働的な学び」、「授業のユニバーサルデザイン化」 ・教職員に対する各種研修の実施 ・箕面市支援連携協議会などを通じた関係者の連携による、発達障害のある子どもの地域での一貫した支援

推進施策	主な内容
②個別ニーズに応じた支援の推進	・個々に適した就学相談と中学校卒業後の進路に関するサポート ・「個別の教育支援計画」による関連機関が連携した長期的支援 ・「個別の指導計画」による自立や学習のサポート ・通常学級における発達障害の可能性のある子どもへの支援
③医療的ケアへの対応の充実	・看護師資格を持つ支援教育看護支援員の配置 ・市内全校の管理職、教職員向けの医療的ケアに関する研修の実施 ・教育、保健、医療及び福祉の連携の強化
④相談体制の充実	・児童生徒指導室（教育相談）を中心とした相談体制の整備・充実 ・いじめ・体罰ホットラインの開設 ・「こころの日記」の導入によるいじめの未然防止、早期発見、早期対応 ・「箕面市いじめ等調整委員会」の設置
⑤放課後等の居場所の充実	・放課後等デイサービス事業所の活用 ・「すたさぼ」や「自由な遊び場開放事業」の実施 ・学童保育での障害特性への配慮と関係機関等との連携

5 人権施策の推進

(1)人権啓発の推進

重点(3)

障害や疾病^{しっぺい}の有無、年齢、性別、民族等の違いについての偏見や差別等による人権侵害は、今もなお根強く存在しています。

その表れのひとつとして、障害者が地域で自立生活を営むための基盤となる居住や活動の場の整備において、周辺住民から、障害や障害者に対する無理解や偏見によって排除しようとする事象（施設コンフリクト）が発生しています。また、障害者が地域で生活するための住居探しが時には困難な状況もあります。

このような状況にあって、一人ひとりの人権を尊重するまちを創り上げていくことの重要性はますます高まっています。

「箕面市人権のまち推進基本方針」、障害者基本法、障害者差別解消法をふまえ、人権が尊重されたまちを実現するための体制づくりや、市民と行政による取組を進めます。

推進施策	主な内容
①人権行政・人権啓発の推進	・人権課題についての冊子編集、人権相談のあり方についての研究等 ・市民との協働による啓発の実施 ・市内の関係団体が実施する啓発事業等との連携 ・人権や福祉をテーマとした各種研修の実施
②差別意識・偏見の解消の取組	・障害者差別に関する相談窓口の周知 ・差別事象が発生した場合の、人権行政推進本部会議等を活用した庁内の関係部署の連携体制 ・箕面市障害者市民施策推進協議会障害者差別解消法部会による事例検討や啓発方法の検討 ・地域の課題としての啓発事業等の実施、関係機関の連携

(2)権利擁護の推進

重点(3)

障害者虐待の防止や成年後見制度の利用促進、福祉サービス利用にかかる相談・苦情の検証等により、障害者の権利擁護を推進します。

推進施策	主な内容
①保健福祉サービスにおける苦情解決制度の活用	・保健福祉サービスにおける苦情解決制度による保健福祉サービス利用者の権利擁護
②虐待防止の取組	・虐待の未然防止と早期発見、迅速かつ適切な対応を行うための相談・通報体制の充実 ・保健福祉苦情調整専門員の助言による虐待事例の検証 ・市基幹相談支援センター業務との一体化による日常的なケースワーク・相談支援と連動した、市障害者虐待防止センター業務 ・「箕面市自立支援協議会」における関係機関のネットワーク構築
③成年後見制度等の推進	・関係者による課題共有とネットワークづくり、制度の理解と連携の深化 ・制度の周知と利用支援体制の整備 ・「成年後見制度利用支援事業」による費用軽減 ・箕面市社会福祉協議会による「日常生活自立支援事業（まかせてねット）」等との連携

6 スポーツ・文化活動等の社会参加の機会の充実

(1) スポーツ・文化活動等の社会参加の機会の充実

スポーツ・文化・生涯学習活動等は、健康の維持・増進や、ゆとりと潤いのある生活、さらには社会参加のための大切な機会です。障害者の参加をより一層促進するために、コミュニケーション・情報取得・身体介助等を含めた、参加しやすい環境の整備を、関係団体や民間事業者とともに進めます。

推進施策	主な内容
①機会提供の推進	・バリアフリースポーツの推進 ・障害のある子ども等を対象としたスポーツ教室の実施
②情報保障の充実	・講座・イベント等における手話通訳・要約筆記、資料の点訳などの推進
③人的支援の推進	・気軽に継続して参加できる環境の整備のための、施設職員・民間事業者・地域住民等の理解促進 ・指導員・ボランティアの育成等

障害福祉サービス等の基本的方向性

※第 7 期箕面市障害福祉計画・第 3 期箕面市障害児福祉計画より引用

すべての障害者が、家族の介護や支援の有無にかかわらず、地域の中で安定した自立生活を送るためには、地域生活を支える福祉サービス基盤の整備・充実が大変重要です。

サービスの担い手となる事業所・人材の充実に向けて、支援策の検討と国及び大阪府への働きかけを行います。

障害の重度化・高齢化にも対応できるよう、緊急時の受入れ等を担う地域生活支援拠点等の整備を進め、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関等の連携等により、効果的な支援体制の構築と機能の充実を図ります。

推進施策	主な内容
①自立支援給付	・訪問系サービス ・短期入所サービス ・日中活動サービス ・居住系サービス ・相談支援サービス
②地域生活支援事業	・理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業 ・相談支援事業 ・成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業 ・意思疎通支援事業 ・日常生活用具給付等事業 ・手話奉仕員養成研修事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センター機能強化事業 ・入浴サービス事業、日中一時支援事業 ・その他の事業
③その他の市独自の福祉サービス	・障害者緊急通報システム等を障害者のニーズ等をふまえ実施
④介護保険対象者に関する対応	・円滑な制度間移行のための国への働きかけ ・両制度の関係者の相互の制度理解と連携の働きかけ
⑤自立支援協議会	・「箕面市自立支援協議会」のもとでの、関係機関・関係団体の情報共有、連携の密接化、提供体制の確保についての協議

**第4次箕面市障害者市民の長期計画
(みのお‘N’プラン)
第7期箕面市障害福祉計画 第3期箕面市障害児福祉計画
概要版**

発行：令和6年(2024年)3月

編集：箕面市 健康福祉部 障害福祉室

〒562-0014 大阪府箕面市萱野 5-8-1

電話：072-727-9506

ファックス：072-727-3539

メール：syougaifukushi@maple.city.minoh.lg.jp

印刷物番号
5-22